

伊丹市上下水道局 土木工事共通仕様書

令和7年4月

第1節 総則

1. 本共通仕様書は、伊丹市上下水道局が発注する土木工事、その他これに類する工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(頭書を含み以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 本共通仕様書に記載のない事項については、「土木工事共通仕様書 最新版(兵庫県県土整備部監修)」(以下「県仕様書」という。)によるものとする。
その場合、「兵庫県」または「県」を「伊丹市上下水道局」または「上下水道局」と読み替えて解釈すること。
3. 契約図書に記載された事項は、本共通仕様書に優先する。
また、本共通仕様書に記載された事項は、県仕様書に優先する。

第2節 施工管理

1. 受注者は、次に掲げる事項について、「土木工事施工管理基準 最新版(兵庫県県土整備部監修)」(以下「県施工管理基準」という。)及び「土木請負工事必携 最新版(兵庫県県土整備部監修)」(以下「県請負必携」という。)により、適切な施工管理を行わなければならない。
 - 1) 出来形管理
 - 2) 品質管理
 - 3) 写真管理
 - 4) 工程管理
2. 契約図書に記載のある事項は、県施工管理基準及び県請負必携に優先する。
3. 受注者は、契約締結後速やかに着工届を提出すること。
4. 受注者は契約書第14条に基づき、月末までの工事履行報告書を翌月5日までに監督員に提出すること。なお、単価契約工事は除く。

第3節 建設副産物

1. 建設副産物は、兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、処分すること。これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ、適正処理を確認できる同等の処分地での指定処分とすることができる。
2. 受注者は、建設副産物を処分した場合、処分地管理者の発行する伝票を工事完成書類として提示しなければならない。
3. 工事発注後に建設副産物の処分地を変更しようとする場合は、兵庫県登録施設から選定し、監督員と協議するものとする。
4. 建設副産物情報交換システム(COBRIS)により、再生資源利用〔促進〕計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
5. 建設副産物情報交換システム(COBRIS)により、再生資源利用〔促進〕実施書を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出するとともに、自社で工事完成後1年間保管すること。

第4節 工事用使用材料

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを使用するにあたり、「コンクリート標準示方書 最新版(土木学会)」等の各指針、要領のほか、本市の定める「生コンクリート品質低下防止対策指針」に従い、適切に施工しなければならない。
2. 建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造(県内工場)された建設資材(県内産品)を原則として使用するものとする。

第5節 環境対策

1. 受注者は、騒音規制法、振動規制法、兵庫県条例に基づく特定建設作業がある場合は、当該作業開始7日前までに特定建設作業実施届出書を伊丹市長宛に提出すること。

第6節 交通対策

1. 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号)等に基づく交通誘導警備検定合格者(1 級または 2 級)、または交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。
2. 工事の施工にあたって、交通誘導警備員は設計書に記載した人数を計上しているが、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工しなければならない。配置場所については監督員と協議すること。
なお、他工事、地元及び警察等との協議により配置人数等に変更の必要性が生じた場合は、監督員と協議し適切な配置を行うものとする。
3. 下表に掲げる路線及び監督員が指定する路線においては、交通誘導警備検定合格者(1 級または 2 級)を配備することとする。

伊丹市内の路線で検定合格者の配置が必要な路線

一般国道	171 号
主要地方道	尼崎池田線、大阪伊丹線、尼崎宝塚線、伊丹豊中線
一般県道	米谷昆陽尼崎線、姥ヶ茶屋伊丹線、山本伊丹線、寺本伊丹線 中野中筋線

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備 検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備 に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的 な知識及び技能を有す る警備員	・警備法における警備員指導教育責任者資格者証の交付 を受けている者。 ・警備法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育(警 備業務法第二条第一項第二号の警備業務)を既に受けて いる者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実 務経験)が 1 年以上である者。

4. 受注者は、交通誘導警備員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証(写し)を監督員に提出するものとする。
受注者は、交通誘導警備員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。
 - ・警備員指導教育責任者資格者証(写し)
 - ・指定講習修了証明書(写し)
 - ・警備業法施行規則第二十六条第二項に定める基本教育、及び同法第2項、第3項に定める業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験)が1年以上であることを証明する書類。
5. 工事に伴い交通規制を行う場合、受注者は所轄の消防署へ道路工事等届出書を提出しなければならない。

第7節 保険の付保

1. 受注者は、安全な施工に努めなければならないが、万一事故が発生し第三者に損害を与えた場合、責任をもって適正な補償ができるように請負業者賠償責任保険に加入し、施工計画書に添付しなければならない。

第8節 提出書類

1. 工事書類の作成にあたっては、「上下水道工事書類作成マニュアル」(伊丹市上下水道局)及び「施工計画書作成要領」(伊丹市)を参照し、作成するものとする。